

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第4部門第1区分
 【発行日】平成26年4月10日(2014.4.10)

【公開番号】特開2012-140780(P2012-140780A)
 【公開日】平成24年7月26日(2012.7.26)
 【年通号数】公開・登録公報2012-029
 【出願番号】特願2010-293150(P2010-293150)
 【国際特許分類】

E 0 4 B 2/56 (2006.01)

H 0 2 G 3/22 (2006.01)

【F I】

E 0 4 B 2/56 6 4 1 G

E 0 4 B 2/56 6 0 4 B

E 0 4 B 2/56 6 0 5 K

H 0 2 G 3/22 D

【手続補正書】

【提出日】平成25年12月5日(2013.12.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明の課題は、建築土木構造物や核シェルターなどのコンクリート壁体において、屋外からの破壊的要素に対して気密性、防湿防水性、耐震性、剛性、耐爆性、防火性、耐熱性、遮蔽性、電磁シールド性、防音性、秘匿防犯性を同時に発揮して内部を安全に保護する高い空間分離性を維持する防災防護性を確保すること、且つ、高い保守性と拡張性をも兼ね備えることのできる配線配管貫通構造の提供である。

尚、本発明において、配線配管貫通構造とは、配線、配管の両方を設けた構成だけではなく、配線のみ、配管のみの場合にも配線配管貫通構造と表現している。配線配管部材、配線配管ユニットの場合にも、両方を設けた構成だけではなく、配線のみ、配管のみの場合にも配線配管部材、配線配管ユニットと表現している。

また、本発明において、配線の場合には配線貫通構造、配管の場合には配管貫通構造と記載している場合もある。